

スケジュールについて

大口需要家・小口需要家共通	大口需要家のみ	団体における取組（例）
<p>○ 昨年の基準期間・時間帯（東電：平成22年7月1日～9月22日（平日）の9時～20時、東北電：平成22年7月1日～9月9日（平日）の9時～20時）における最大使用電力又は使用電力量の最大値を把握。（昨年の7～9月の領収書をチェック。ない場合や領収書でも不明の場合は電力会社に照会。）</p> <p>○ 目標設定、削減必要幅の把握 ※大口については右欄参照</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ（小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 節電行動計画の策定 ※ 様式としては小口フォーマット等を参考に。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ （共同使用制限スキームを活用する場合） 6月17日 東北経済産業局・関東経済産業局への制</p>	<p>6月1日 需要家に対する通知到着 （制限値が記載されており、これが目標値となる）</p> <p style="text-align: center;">【制限緩和を申請する場合】</p> <p>6月17日 東北経済産業局・関東経済産業局への制限緩和申請（7月1日適用開始分）</p>	<p>○ 貴下法人・施設等への夏期の電力需給対策の周知</p> <p>○ 経済産業局等が開催する説明会等への参加推奨</p>

<p>限緩和申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 節電行動計画の公表 ※ 事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7月1日 実施期間開始</p>	<p>※同一法人・同一業種間で活用する場合を除き、制限緩和の適用を受けた需要設備との間での共同使用制限スキームの活用は不可</p> <p>6月後半 節電行動計画の国への提出（提出先・提出方法等については追って通知予定）</p> <p>7月1日 使用制限開始</p> <p>○毎月検針日から15日以内（共同使用制限スキームを活用している場合には毎月16日まで）に、経済産業局へ電気の使用状況を報告。</p> <p>○9月22日（東北は9月9日）使用制限終了、9月末実施期間終了</p> <p>○10月 節電行動計画の実施結果の国への報告（提出先・提出方法等については追って通知予定）</p>	<p>○7月中目途 貴下法人・施設における節電行動計画の策定状況のとりまとめ・公表</p> <p>○10月中目途 貴下法人・施設における節電行動計画の実施結果のとりまとめ・公表</p>
---	--	--

※ 小口フォーマット：「夏期の電力需給対策について」の参考2
家庭の節電メニュー：「夏期の電力需給対策について」の参考3